

令和2年4月30日

保護者の皆様

伊勢原市教育委員会  
教育長 鍛代 英雄

### 国における緊急事態宣言に伴う臨時休業の暫定措置としての延長について

日ごろより本市の教育活動に対しまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、小・中学校においては、国の緊急事態宣言に伴う臨時休業期間を5月6日までとしておりますが、現時点では、国の緊急事態宣言が、5月6日を超えてどう決定されるのかは明らかになっていない状況です。今後、専門家会議の分析結果をもとに国が決定し、これまでの臨時休業措置を要請した県教育委員会も何らかの決定をすることになると考えておりますが、その時期が大型連休中となる見通しです。

市教育委員会では、5月7日以降の対応については、例えば緊急事態宣言が延長された場合には、感染リスクを考え臨時休業期間を延長すること、また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、県内の感染状況を踏まえ、子どもたちの安全安心を第一に考えて、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し、検討を進めていますが、休業期間の延長、学校再開、いずれにしても準備を含め一定期間が必要でありますので、暫定措置として、臨時休業期間を5月10日（日）まで延長することといたしました。

5月11日（月）以降の対応については、詳細が決まり次第、お知らせいたしますので、保護者の皆様には趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、小中学校の臨時休業に伴い実施しております、学校における一時預かり事業と校庭の利用は延長期間中も引き続き実施いたしますが、適切な利用にご協力くださいますようお願い申し上げます。

臨時休業期間の延長	令和2年5月7日（木）から5月10日（日）まで
対象	全校児童生徒

#### 臨時休業期間中の対応について

- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業であることを踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう、お子様にご指導ください。
- 何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡くださるようお願いいたします。

問い合わせは 伊勢原市教育委員会 教育指導課 TEL 0463-74-5243 （直通） FAX 0463-95-7615
--